

令和5年第3回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和5年9月1日

令和5年第3回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

はじめに、「アメリカ合衆国・アイダホフォールズ市との相互交流の再開について」でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により3年にわたり中止となっていた、国際親善姉妹都市であるアイダホフォールズ市との相互交流が、4年ぶりに再開いたしました。

去る7月28日には、アイダホフォールズ市から学生8名、引率者2名の計10名からなる学生訪問団が来村いたしました。飛行機のトラブルにより出国が遅れたことで、予定していた日程が1日短くなりましたが、8月3日までの7日間、ホストファミリーとの交流やユースメンバーとのオリジナルカレー作り、東海中学校での剣道や弓道の部活体験など、さまざまな活動を通じて日本の文化や習慣を学ぶとともに、村民との交流を図ることができました。

9月28日からは、私を団長とする10名の一般訪問団が、10月6日までの9日間にわたり、アイダホフォールズ市を訪問する予定となっておりますので、引き続き国際親善姉妹都市の盟約に基づき、両市村の理解と友情を深めながら、交流開始から42年目を迎えるアイダホフォールズ市と、より強い信頼関係を築いていけるよう、これまで以上に交流を活性化していきたいと考えております。

次に、「宇宙線ミュオンによる古墳探求プロジェクト推進事業について」でございます。

本プロジェクトは、村松地区に所在する「^{ふなつか}舟塚^{ぐん}古墳群^{ふん}2号墳」の内部を宇宙線ミュオンで透視することで、古墳を破壊することなく石室^{せきしつ}の位置を特定し、古墳に埋葬された人物の謎を解き明かそうとする事業でございます。

このような調査は、これまで専門家の手により行われておりましたが、本村のプロジェクトは、ミュオンの測定器制作から、その後の古墳探査までを子どもたちが行うもので、人文科学や自然科学分野の教育プログラムとして実施する全国初の試みとなります。

測定器制作や古墳探査に先立ち、本年4月から宇宙線や古墳について学ぶ講座を4回開催しましたが、他県の方を含め、これまでに村内外から延べ107人の小・中学生、高校生が参加しております。8月には、J-PARC センターや茨城大学など、専門家の指導の下、子どもたちが簡易的な測定器を組み立て、通常は人の目には見えない宇宙線の信号を捉えることに成功し、会場からは子どもたちの喜びの声があがりました。今後は、11月から本格的な測定器の制作に入り、令和7年度から古墳探査を開始し、令和8年度末には、その成果として報告書作成や展示公開も予定しております。

なお、このプロジェクトには、株式会社クリハラント様から頂戴いたしました企業版ふるさと納税を活用させていただくことを予定しております。

いにしえ

古より育まれてきた東海村の歴史を、世界に誇る最先端の研究機関が所在する「サイエンスシティの特色を持つ東海村だからこそできる歴史と科学が融合した夢のプロジェクト」として、引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

最後に、「4年ぶりに開催された東海まつりについて」でございます。今年の東海まつりは、第45回の記念大会として7月23日に東海駅東大通りにてイベントが、8月11日には阿漕ヶ浦公園にて花火大会がそれぞれ開催され、イベント・花火大会ともに村内外から多くの方々が足を運ばれ、盛況のうちに幕を閉じました。

特に、イベントにつきましては新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続き、実に4年ぶりの開催となりましたが、主催者である東海まつり実行委員会をはじめ、多くの関係団体の皆様の御尽力により、踊り、山車、神輿、お囃子など、4年のブランクを感じさせないほど素晴らしく、大いに盛り上げてくれました。花火大会につきましては、昨年に引き続きの開催となりましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な規制も解除され、多くの来場者に気兼ねなく楽しんでいただき、イベント・花火大会ともに記念大会にふさわしい、大変素晴らしい内容で、村に活気と賑わいが戻ってきたことを改めて実感いたしましたところ です。

この後も、「大空マルシェ」や「東海 I～MO のまつり」の開催が予定されております。こちらにつきましても、多くの方々にご来場いた

だき、イベントを通じて村民が一つになれる機会を創出してまいります。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第12号 令和4年度東海村一般会計継続費精算報告につきましては、地方公務員の定年延長に伴う例規整備等支援業務委託の継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

報告第13号及び報告第14号 令和4年度健全化判断比率の報告及び令和4年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第15号 令和4年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告につきましては、公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団から令和4年度の決算等の報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。詳細につきましては、別紙報告書のとおりでございます。

以上で行政報告といたします。